

■平成30年度 福祉教育委員会 所管事務調査報告

調査テーマ：高齢者福祉施策の推進

1. 本市の高齢者の現状

高齢者人口及び高齢化・後期高齢化率

(各年度10月1日現在 単位：人、%)

	総人口	65歳以上 人口	高齢化率			75歳以上 人口	後期高齢化率		
			市	県	国		市	県	国
H25	128,305	37,324	29.1	27.6	25.1	20,611	16.1	14.9	12.3
H26	126,983	38,371	30.3	28.6	26.0	20,801	16.4	15.2	12.5
H27	125,447	39,058	31.2	29.5	26.6	20,873	16.7	15.5	12.8
H28	123,822	39,667	32.1	30.3	27.3	21,016	17.0	15.9	13.4
H29	122,372	40,166	32.9	31.0	27.7	21,305	17.5	16.2	13.8

全国的な高齢化の進展に伴い、本市においても65歳以上の高齢者人口は増加傾向であり、国、県の平均を上回っている状況である。

2. 本市の高齢者人口及び認知症高齢者の将来推計

高齢者人口及び認知症高齢者数の将来推計

	H32	H37	H42	H47
高齢者人口	40,910人	40,466人	39,024人	36,971人
認知症高齢者数	6,832人	7,486人	7,883人	7,912人
高齢者に占める割合	16.7%	18.5%	20.2%	21.4%

※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業)によるもの。認知症が疑いのある高齢者も含む。

3. 本市の主な取組

(1) 高齢者クラブ運営助成事業

高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、高齢者クラブの活動を支援する。

対象団体	クラブ数	補助金額(年額)
会員数20人以上の高齢者クラブ (国・県の補助金受給要件)	140	45,600円
会員数15人～19人の高齢者クラブ (市の補助金のみ受給)	1	30,400円

(2) 成年後見制度利用支援事業

認知症等により判断能力が低下した高齢者を法的に保護する制度である成年後見制度の利用促進を広く図るため、成年後見制度の利用支援及び普及啓発を行う。

また、成年後見等開始の申立てを行う親族等がない者について、市長による申立て等を行う。

【市長申立て状況】

	申立件数
平成 27 年度	14
平成 28 年度	18
平成 29 年度	41
平成 30 年度 (12 月末)	15

(3) 認知症サポーター養成講座

認知症への地域の理解を深め、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進のため、認知症サポーター養成講座を開催しており、これまで 419 回の講座で延べ 13,000 人を超えるサポーターを養成している。

【認知症サポーター養成講座の開催実績】 平成 21 年度～平成 30 年度 (12 月まで)

対象者の種別	開催回数	受講者数	構成比
住民	226 回	6,832 人	52%
企業・団体	78 回	1,512 人	12%
学校	51 回	3,257 人	25%
行政	23 回	673 人	5%
介護サービス	41 回	834 人	6%
合計	419 回	13,108 人	100%

(4) 認知症初期集中支援チーム

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を市内医療機関に設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

【委 託 先】 医療法人建悠会 吉田病院 (認知症疾患医療センター：宮崎県指定)

【対応実績】 相談 14 件 (うち初期集中支援実施 2 件) 平成 30 年 4 月～12 月

(5) 認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者等の見守り体制の構築を目的として、情報共有のための見守りネットワーク構築と早期帰宅支援のための取組を実施する。

○帰宅支援の取組

徘徊のおそれがある認知症高齢者に発見者が家族などと直接やりとりできるシールを配布し、迅速な身元確認、保護ができる体制を構築（平成 29 年度から）

○情報共有の取組

行方不明高齢者の手配等の情報を共有するためのメーリングシステムを導入し、見守りネットワークを構築する。（平成 31 年度より実施予定）

4. 他自治体の取組状況**旭川市(北海道)****(1) 地域支え合い事業及び地域福祉活動****①取組の概要について**

食事の準備や後片付け、部屋の掃除、衣類の洗濯、通院の付添い、買い物等の手助けを受けたい人（依頼会員）と手助けを行いたい人（提供会員）が会員となって地域で支え合い、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指していく。料金は、1 時間あたり平日が 700 円、土日・祝祭日が 800 円となっており、現場で直接支払っている。市は直接事業に関わらず、旭川ファミリーサポートセンター事務局が依頼会員と提供会員の仲介を行っている。

②取組の効果等について

介護事業の認定を受けられない人や介護事業の上限を超す場合にも利用される等、依頼会員、提供会員ともに少しずつ増えている。

(2) 地域包括ケアシステム**①取組の概要について**

旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の第 6 期計画から、地域包括ケア計画を位置付けて団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年（2025 年）までに地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしている。平成 30 年度から 32 年度までの 3 か年の第 7 期計画においては、第 6 期計画で目指した目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの着実な深化・推進に向けた取組を位置付けることが求められる中、平成 30 年度から在宅医療・介護連携推進事業に取り組んでいる。

○旭川市在宅医療・介護連携相談窓口の開設（平成 30 年 4 月から）

高齢者支援に関わる医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、情報提供や助言を市立旭川病院内の地域医療連携課で行う。

○あさひかわ安心つながり手帳の配布（平成 30 年 8 月から）

目 的： 手帳の活用により、医療・介護関係者が連携相手を把握することを支援する。手帳に本人のかかりつけの医療機関、薬局、訪問

介護、訪問リハビリ、介護保険のサービスなどを記載するほか、ビニールカバーのポケットに保険証やお薬手帳等を収納することで本人の状況を把握できる。

配布対象： 介護保険サービス利用者

○旭川市生活支援体制整備事業（平成 30 年 4 月から）

目 的： 高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者の生活の困りごとに住民組織やボランティア、社会福祉法人、NPO、民間企業等の地域の関係者が連携して支援する。その取組として、生活支援コーディネーターが、身近な地域での支え合いを推進し、高齢者の生活支援等の充実が図られるよう地域づくりを進めていく。

（3）旭川市認知症初期集中支援チームによる支援（平成 30 年 4 月から）

①取組の概要

○支援チームの構成

認知症サポート医、認知症疾患医療センターの医師等、薬剤師、作業療法士、地域包括支援センターの専門職で構成され、2チーム設置している。なお、地域包括支援センターには、国の基準としてケアマネージャー、社会福祉士、保健師の配置が義務付けられているが、さらに全ての支援センターに精神保健福祉士を配置し、様々な相談に応じている。

○支援内容

地域包括支援センターの専門職が訪問し、本人や家族の状況を確認した上で、チーム員による会議で支援方針を検討する。その後、本人や家族に対し、医療機関への受診勧奨や介護サービスの利用など、概ね6ヶ月間の集中的な支援を行う。

②取組の効果について

支援チームは様々な職種や専門家で構成されるため、いろいろなアドバイスを受けることができる。

（4）成年後見制度利用支援事業

①取組の概要について

認知症等により、判断能力が低下した高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の福祉向上を図るため、市長による申立てを行っている。また、成年被後见人、被保佐人及び被補助人が一定の要件に該当し、必要と認められる場合は、後见人等（親族以外の者に限る）に対する報酬の助成を行っている。

※助成金は月額 28,000 円を上限。入院・入所の場合は月額 18,000 円を上限

②取組の効果について

旭川成年後見支援センターの設置により、制度の周知が図られ、相談・申立支援が進み、市長申立件数は横ばいも報酬助成件数は増加傾向である。

5. まとめ

本市においては、65歳以上の高齢者人口及び高齢化率は年々上昇しており、高齢者の生きがいや健康づくりは重要な課題となっている。高齢者クラブは、様々な活動を通して活力ある社会づくりに貢献しているが、近年は、クラブ数、会員数ともに減少しており、会員数の増加とクラブ活動の活性化が求められている。

現在、延岡市さんさんクラブ連合会は、これらの課題を解決するための取組を進めているが、本市においても、引き続き、高齢者クラブへの運営助成などに努める必要がある。さらに、高齢者コミュニティセンターを活用した各種講座等を開催し、生きがいづくりを支援していくことが重要である。

また、高齢化の進展に伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加しており、高齢者への声掛け、見守りや在宅生活の支援など、一層の支援強化が必要になっている。

そのような中、本市においては、今年度から自立支援型地域ケア会議による自立支援の取組を開始したほか、認知症の早期診断、早期対応に向けた認知症初期集中支援チームを市内の医療機関に設置している。さらに、平成31年度から見守りネットワーク構築のためのメーリングシステムの導入や成年後見等の申立支援、相談対応等を行う中核機関を広域で設置する予定となっており、支援体制の強化が期待される。

最後に、高齢者の生きがいや健康づくりについては、今後も関係機関、各種団体等と連携を図るとともに、高齢者が自ら介護予防・認知症予防に努め、社会生活に参加する等、住み慣れた地域で自分らしく生活を続けることができるまちづくりを推進していくことが必要である。

調査テーマ：スポーツ施設の整備**1. 本市のスポーツ施設の現状****(1) 老朽化の進行**

昭和40年代から50年代に建設されたものが多く、老朽化が進んでおり、随時、修繕や改修を行っている。

○主なスポーツ施設の完工日

施設名	完工日
西階野球場	昭和40年8月31日
西階陸上競技場	昭和43年3月31日
延岡市民体育館	昭和54年8月20日
延岡勤労者体育センター	昭和55年9月30日

(2) 耐震化対策

市民体育館については、県体育館の整備にあたって廃止することが示されたが、他の体育館や陸上競技場等、多くの施設が旧耐震基準で建設されているため、耐震診断や耐震化改修を行う必要があるが、多額の費用を伴うため、実施には至っていない。

(3) 駐車場の不足

大規模な大会等の開催の際には、多くの施設において駐車場が不足している。このような中、西階公園については、西階公園野球場北側を新たに駐車場として再整備するほか、旧勤労青少年ホームの跡地を駐車スペースとして活用する予定である。

(4) 施設や設備等の不足

大会の開催等で日程が重複することも多く、施設が不足している。また、備品等の不足や老朽化等もあり、新たに物品の購入が必要な施設が多くなってきている。県体育館の整備後は、利用機会が現在よりも増加することが見込まれるほか、柔道競技については、大規模な大会の開催やトップアスリートによる合宿の継続・誘致の取組を進めるため、市民体育館の畳の更新を行い、競技環境の向上を図っている。

（５）管理体制の検討

ほとんどの施設は、直営での運営を行っているが、全国的に指定管理者制度を導入している自治体も増加してきており、今後の管理体制について検討が必要な状況となっている。このような中、西階公園と浜川公園の遊泳場については、平成31年度より指定管理者制度を導入することとしている。

2. 本市のスポーツ施設整備の方向性

多くのスポーツ施設が老朽化しており、一斉に更新が必要な状況となっているが、本市が所有する多くの公共施設においても、同じような状況が見られている。

今後、限られた財源の中で、どのような施設整備を行っていくのかが大きな課題となっており、今後、策定を予定している複数の計画の中で、どのような方向性でスポーツ施設の整備を行っていくのか、十分な検討が必要となっている。

（１）延岡市公共施設維持管理計画

今後、スポーツ施設の整備にあたっては、地域ニーズ、利用者動向、県有施設との連携、学校体育館との機能分担を見極めながら、公共施設維持管理計画の個別計画を策定する必要がある。計画の策定にあたっては、現況の施設の評価が不可欠であることから、関係各課と協議を行いながら、計画策定のために必要な業務内容等の整理を行っている。今後、各スポーツ施設の維持管理や整備方針について、優先順位を含めて検討していく。

（２）西階公園防災等施設構想

県の地域防災計画において後方支援拠点施設としても位置付けられている西階運動公園において、災害時に復旧のための資機材や生活物資の中継基地になるなど、防災支援拠点としての機能を備えた多目的屋内施設を整備することについての検討を行っている。現在、委託事業者と整備の必要性や課題の抽出等を行い、多目的屋内施設の役割や必要な機能等を整理し、整備方針や西階公園における配置計画などの検討を進めている。

3. 県体育館の整備について

（１）宮崎県有主要体育施設整備に係る基本方針

- ・ 延岡市民体育館敷地に、新たに体育館を整備する。
- ・ 既存の市民体育館を廃止した上で、その機能を新しい施設に担わせ、メインアリーナとサブアリーナを新たに整備する。
- ・ 建設工事期間における既存の市民体育館の利用は、できるだけ配慮する。
- ・ 既存の市民体育館の機能、役割の確保や利用者の利便性の確保についても、延岡市等と連携しながら検討する。

- ・ 駐車場が不足するため、周辺地域に用地を確保する。
- ・ 西階運動公園を含め、スポーツランドの拠点として、大規模大会、スポーツキャンプの開催・誘致、競技力向上等も視野に入れた取組を延岡市等と連携して進める。

（２）施設機能に関する基本方針

①機能性

- ・ 競技を円滑に実施できる施設機能の整備
- ・ 全ての選手、観客が快適に利用できるユニバーサルデザインの導入
- ・ 高い環境性能の獲得

②将来性（２巡目国体以外での施設の活用）

- ・ 全国大会等の大規模な大会の開催ができる施設整備
- ・ 多目的な利用ができる施設整備
- ・ 競技力の向上や選手育成に寄与できる練習設備の整備

③安全性

- ・ 大規模災害の発生や障害者スポーツ大会の開催も考慮した安全性の確保
- ・ 災害発生後の広域的な避難拠点、防災拠点としての活用

4. 他自治体の取組状況

北見市(北海道)

（１）北見市立体育センター

①隣接する道立北見体育センターとの関係について

○利用時の棲み分けについて

大会の規模や競技種目等で体育館の利用を棲み分けてはいない。平成 29 年度において、市立及び道立体育センターの両方を使用した大会は、24 件であった。

（市内大会 4 件、管内 12 件、全道 8 件、全国はなし）

○施設が隣接することによるメリット、デメリットについて

メリット： 規模の大きな大会が開催可能であり、会場間の移動に時間がかからない。（※道立をメイン会場、市立をアップ会場等）

デメリット： 特になし

②管理運営（指定管理者制度）の現状について

○施設の概要について

	市立体育センター	道立体育センター
建設年月	昭和 58 年 3 月	昭和 57 年 4 月
建物構造	鉄筋コンクリート平屋建	鉄筋コンクリート 2 階建
敷地面積	3,999.00 m ²	9,884.58 m ²
延床面積	2,124.00 m ²	4,503.58 m ²
利用人数 (H29)	61,607 人	145,725 人

○管理運営の現状について

施設管理者：公益財団法人北見市体育協会（指定管理者） ※市、道立
 指定管理料：6,700 万円（道立体育センターの指定管理料は 8,000 万円弱）

③課題及び今後の計画等について

市立体育センターについては、昭和 50 年代に建設され、施設が老朽化しているため、平成 31 年度に照明の LED 化や熱源、変圧器の更新工事を予定している。

(2) その他のスポーツ施設について

①スポーツ施設数について

スポーツ施設	数	備考
ラグビー場（芝生）	11 面	他に私設 1
サッカー場	9 面	ラグビーとの重複なし
体育館	17 館	道立 1 を含む
陸上競技場	2 面	3 種公認 1
野球場	13 面	ソフトボール・少年野球場を含む
庭球場	33 面	
パークゴルフ場	16 コース	18 ホール以上を有する箇所数
カーリング場	1 館	6 シート通年、他に私設 1
武道館	3 館	総合 1、格技場 1、弓道 1
スキー場	2 施設	他に私設 1
温水プール	2 施設	
スケートリンク	1 施設	

②管理運営の状況について

直営が 11 施設、指定管理が 13 施設である。指定管理は平成 18 年から開始しており、期間は 5 年、1 施設ごとに公募を行っている。

自治区名	スポーツ施設	施設の管理
北見	市立体育センター等（7 体育館一括指定管理）	指定管理
	モイワスポーツワールド（球技場・パークゴルフ等）	指定管理
	武道館（柔道・剣道・弓道等）	指定管理
	市民温水プール（プール、トレーニングルーム）	指定管理
	スケートリンク（スケート、アイスホッケー）	指定管理
	東陵公園（球技場、庭球場、陸上、野球場）	指定管理
	河川敷スポーツ施設（野球場、庭球場、球技場等）	直 営
端野	農業者トレーニングセンター（体育館）	直 営
	屯田の杜公園（球技場、野球場、パークゴルフ場）	直 営
	農業者レクリエーションセンター（体育館）	直 営
	サンドーム '94（ゲートボール、ペタンク等）	直 営
	しらかばロッジ（スキー場ロッジ）	直 営
常呂	常呂町スポーツセンター（体育館）	直 営
	常呂町カーリングホール（カーリングホール）	指定管理

	常呂町屋外運動施設（球技場、ソフトボール等）	直 営
	常呂町屋内多目的競技場（ゲートボール）	直 営
	常呂町温水プール（プール）	指定管理
留辺蘂	留辺蘂町体育館（体育館）	指定管理
	旭運動公園（球技場、ソフトボール場等）	指定管理
	弓道場（弓道）	指定管理
	八方台森林公園（公園、キャンプ場）	指定管理
	八方台スキー場（スキー場）	指定管理
	格技場（剣道、柔道、合気道）	直 営
	河川敷スポーツ施設（パークゴルフ）	直 営

③課題や今後の計画等について

○課題

施設が老朽化しているため、公共施設マネジメント事業により、施設の再編や大規模改修等について、今後どのように進めていくのかが大きな課題である。

○今後の計画

東地区トレーニングセンターを平成 31 年度に廃止及び解体する。

5. まとめ

本市のスポーツ施設については、昭和 40 年代から 50 年代に建設されたものが多く、老朽化が進んでおり、建て替えや大規模な改修等の要望が挙げられている。

そのような状況の中、市民体育館については、廃止した上でその機能を県体育館に担わせ、メインアリーナとサブアリーナを新たに整備する基本方針が県において示されたところである。施設の管理方法については、今後の検討となるが、本市のスポーツ施設の核となり、また、市民体育館に替わる市民が利用しやすい施設として整備されるよう、利便性の確保や管理の在り方等を県と十分協議していく必要がある。

また、施設の改修、備品の更新等については、一斉に更新が必要な状況であるが、多額の費用と年数を要するため、スポーツ振興助成事業等を活用して負担軽減を図るほか、年次的な目標を設定し、計画的な整備を行うことが必要不可欠である。

そのため、整備を行う際は、高速道路の開通により三北地域のスポーツ施設へのアクセスが向上していることを考慮し、延岡市公共施設維持管理計画等において、スポーツ施設の維持管理、整備方針について関係各課と連携しながら、三北地域を含む全市的なスポーツ施設を網羅した一体的な整備を行う必要がある。

最後に、スポーツ施設の整備については、喫緊の課題であるとの認識のもと、2026 年に開催される国民スポーツ大会に向けて、市民が誇れるような「アスリートタウンのべおか」のまちづくりのため、市を挙げて計画的な整備を推進することが重要である。